

福智町では合併処理浄化槽を設置する人へ補助金を交付しています。今月からは、一定の条件を満たした場合、金額が加算されるようになりました。

浄化槽設置補助

4月から 合併処理浄化槽を設置した際の補助金が変わります！



↑浄化槽の設置イメージ。設置後は清掃や保守点検を定期的に行い、適正な管理をお願いします。

補助金額 → 浄化槽を設置する人槽(大きさ)は建物の面積などで決まります。

人槽区分	限度額	対象基準
5人槽	332,000円	130㎡(約40坪)未滿
6~7人槽	414,000円	130㎡(約40坪)以上
8~10人槽	548,000円	2世帯住宅(店舗型住宅含む)
11~20人槽	939,000円	共同住宅(賃貸アパート含む)

※ 営利を目的とした施設(グループホームを含む)は対象外。

加算金額【もとの浄化槽や便槽の撤去・処分費】

転換前	限度額
単独処理浄化槽からの転換	90,000円
くみ取り便槽からの転換	60,000円

※ 撤去・処分にかかった費用が限度額に満たない場合は、実際にかかった費用の千円未滿を切り捨てた金額が加算額となります。

加算金額【配管設置費】

工事費用	限度額
210,000円以上の場合	140,000円
210,000円未滿の場合	実際にかかった費用 × 2/3

※ 千円未滿は切り捨て

河 川や水路などの汚れる主な原因は、家庭から出る生活雑排水。水質を守るためには、生活雑排水を直接流さないことが大切です。合併処理浄化槽は、台所や洗濯機、風呂、トイレなど家庭から出るすべての生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化し、消毒したきれいな水を放流するための設備。河

川や水路などの水質環境を守るために効果的です。設置に必要な広さは自動車1台分程度。トイレの水洗化もできて快適な生活が送れるようになります。福智町では、水質環境保全および合併処理浄化槽設置推進のため、合併処理浄化槽を設置する人に、左記のとおり補助金を交付しています。

また、4月1日からは次の条件を満たす場合には補助金が加算されるようになりました。

補助金が加算される条件

次の①、②両方に該当する場合

① 「単独処理浄化槽」又は「くみ取り便槽」から合併処理浄化槽への転換(新築は除く)

② もとの浄化槽や便槽の撤去・処分を適正に行った人

昨年からはじまった「資源ごみリサイクル回収活動団体への奨励金制度」の流れをご紹介します。なお、金額が一部変更していますので、ご注意ください。

資源リサイクル

資源ごみを回収する団体に対して奨励金を交付しています！

2 資源ごみを回収

→ 活動の頻度や規模は各団体ごとの任意です。

1 役場窓口で団体登録

→ 福智町在住の5人以上の団体が対象。

→ 営利目的の団体は対象外。

→ 奨励金を振り込む口座の登録もします。

3 下記の業者へ買い入れを依頼

→ 買い入れ単価は業者により異なります。

業者名	引き渡し方法	所在地・電話番号
早雲商事 有限会社	持ち込み	田川市弓削田 3486 ☎0947-44-6278
株式会社 環	依頼回収	飯塚市大分 227 ☎0948-72-3898
株式会社 神田商店	持ち込み	大任町今任原 1068-5 ☎0947-41-8686

※ 重量等が明記された「買い入れ伝票」は、必ず保管をお願いします。

5 奨励金交付

→ 4~6月に申請の場合：7月25日振り込み

→ 7~9月に申請の場合：10月25日振り込み

→ 10~12月に申請の場合：1月25日振り込み

→ 1~3月に申請の場合：4月25日振り込み

※ 25日が休日の場合は各金融機関の前営業日。

4 役場窓口で交付申請

→ 買い入れ伝票や請求書を添付し申請。

→ 奨励金の用途は問いません。

資源リサイクル回収奨励金 交付までの流れ

交付される奨励金 → 1kgあたり

区分	奨励金
缶類	アルミ 65円
	スチール 6円
古紙類	新聞 10円
	雑誌 10円
	ダンボール 10円
ビン類	一升瓶 5円
	ビール瓶 5円
古布類	20円
ペットボトル	5円

※ 下線部分が昨年に変更となっています。

